

Title	日本近代村落論の課題
Sub Title	Issues in the study of Japanese modern village communities
Author	松沢, 裕作(Matsuzawa, Yusaku)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2016
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.108, No.4 (2016. 1) ,p.765(117)- 773(125)
JaLC DOI	10.14991/001.20160101-0117
Abstract	
Notes	解説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20160101-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



日本近代村落論の課題

松沢裕作*

1 日本は「ムラ社会」か？

現代の日本社会の特質を表現するとき、しばしば「ムラ」という表現が使われる。たとえば、「日本社会はムラ社会である」といったように。その意味するところは、現代日本における人間関係（たとえば企業における人間関係）が、閉鎖的・保守的で、仲間内の評価や年功序列を重視し、習慣を変えようとせず、結果的に所期の目的（たとえば企業であれば利益を上げること）を達成できない、というようなことであろう。当然のことながらそれはポジティブな評価を伴って使われる言葉ではない。そのような使用法の最たるものが、2011年の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故以来頻用されるようになった「原子カムラ」という言葉であろう。原子力に関する企業人や科学者が、外部の世界から隔離した一つの「ムラ」をつくりあげた結果、適切な対策がとられることがなく、原子力発電所の事故を未然に防ぐことができなかった、というわけである。ここでは、原子力関係者が「ムラ」を形づくっていたことは諸悪の根源のように扱われている。

もちろん、ここでの「ムラ」は比喩である。日本社会には、実際に「村」と呼ばれる団体が存在し、その「村」における人間関係の原理が、「村」ではないさまざまな局面に浸透している、という含意が「ムラ社会」という表現には込められているのだろう。

しかし、学問において、比喩に過剰に依存することは慎まねばならない。「○○は××に似ている」「○○は××のようだ」というのは、単なる印象であって、学問ではない。「日本はムラ社会」というフレーズで日本社会の特質を理解したような気になることは、学問的な態度とは程遠い。もし、

本稿は、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「ユーラシアにおける「生態経済」の史的展開と発展戦略」による研究成果の一部である。

* 慶應義塾大学経済学部

そうしたことが言いたいのなら、つまり「日本社会における人と人とのつながり方には、日本農村における人々のつながり方の原理が影響を与えている」ということを学問的に言いたいのであれば、まず日本農村における人と人とのつながり方について考察した上で、それが他の局面に、どのような経路をたどり、どのような影響を与えているのかについて検討しなければならない⁽¹⁾。この解説では、その前提として、近代日本の「村」とはどのようなものなのか、その研究上どのような点が課題となるのか、について述べることにしたい。

2 近代日本において「村」とはなにか

まず、現在、「村」とは、「市」「町」と並んで、地方自治法において定められた「普通地方公共団体」の一つであり、2015年11月現在、全国に183存在する（総務省ウェブサイトによる）。なお、同月現在での全国の市町村数の合計は1,718であり、そのうち市が790、町が745で、村は市町村のうち一割強を占めるにすぎない。

しかし、「日本はムラ社会」と言う場合に念頭におかれている「ムラ」とはこのような地方自治体としての「村」のことでは、必ずしもない。なぜなら、日本の地方自治体は、明治以来の百数十年間の間に合併を繰り返し、広域化してきた歴史を持つからである。

表1は、1874年から現在までの市町村数の変化をまとめたものである。1874年、日本国内の「村」「町」と名前がついている単位（あるいはそれに類する単位）の総数は78,280であった。これが1888年には71,314まで緩やかに減少し、1889年に15,859に激減する。その後はアジア・太平洋戦争後まで緩やかに減少を続け、1956年に3,975と再度激減し、ふたたび約40年ほど横ばいが続いたのち、21世紀に入ってみたび大幅に減少する。つまり、市町村の数は、明治の中頃に約5分の1となり、アジア・太平洋戦後にその約3分の1となり、21世紀に入ってからさらにその約半分まで減少したわけである。この明治の中頃の減少をもたらした合併がいわゆる「明治の大合併」であり、戦後の合併が「昭和の大合併」であり、もっとも最近の合併が「平成の大合併」である。

近代日本の「村」を考える上でもっとも重要なのは、

表 1

年	(市) 町村数
1874 (明治 7) 年	78,280
1885 (明治 18) 年	71,906
1888 (明治 21) 年	71,314
1889 (明治 22) 年	15,859
1945 (昭和 20) 年	10,520
1956 (昭和 31) 年	3,975
1985 (昭和 60) 年	3,253
2004 (平成 16) 年	3,100
2006 (平成 18) 年	1,831
2015 (平成 27) 年	1,718

出典：荒木田岳「[大区小区制]下の町村合併と郡区町村編制法」、『内務省統計報告』、『地方財政要覧』、総務省ウェブサイト。

(1) こうした方向の研究の古典として、神島二郎『近代日本の精神構造』（岩波書店、1961年）を挙げることができよう。神島は、都市において再生産される「ムラ」的社会関係を「第二のムラ」と呼んだが、本書においては「第一のムラ」について具体的な分析がなされているわけではない。

「明治の大合併」である。「明治の大合併」とは、1889年4月1日、「市制・町村制」という法律が施行されるのに伴い、全国で実施された町村合併である。「市制・町村制」は、その前年、1888年4月に公布された法律であり、大都市部を対象とする「市制」と、それ以外の地域を対象とする「町村制」の二つの部分から構成されている（ちなみに「市」という名称はこの法律ではじめて登場する）。「市制・町村制」は施行まで1年間の猶予期間がおかれ、実質的にはその1年の間に全国各府県で町村合併が強行されたのである（北海道・沖縄・島嶼部には適用されず）。

それ以前の、7万数千存在した町村のうち、「村」の数はおよそ7万程度と考えられるが、これらの多くは江戸時代（近世）において「村」として存続してきた単位であった。明治の大合併を通じて、平均して五つ程度の近世の「村」が合併され、新しい町や村が作られたのである。

なぜこのような合併が必要であったのかはひとまず置く⁽²⁾。重要なことは、こうした合併によって、近世の村という人々の結びつきの単位が一挙に消滅してしまったわけではない、ということである。現在でも農村部には「大字」という単位が市町村の下に残されているが、この「大字」は多くの場合、「明治の大合併」で合併される以前の村の範囲と一致している⁽³⁾。近代日本の「村」は、合併によってつくられた、法律にもとづく自治体としての「村」と、その内部に含まれる近世の「村」＝近代の「大字」の二重構造を持つことになったのである。

日本社会の特質を社会科学的に探究することを試みた研究者たちは、さまざまな側面からこうした村の二重構造について思索を重ねてきた。法学、経済学・経済史、政治学・政治史・政治思想史、歴史学、社会学など多くの学問分野の研究者がこの問題に取り組んだ。問題が研究者の関心を引いたのは、この問題が近代日本それ自体がかかえる二重性（近代的なものと同近代的なもの、資本主義的のものと共同体的なもの、等々）と二重写しにして考えられたからである⁽⁴⁾。

そうした研究のなかで使われた用語に「行政村」と「自然村」という言葉がある。この用語は農村社会学者・鈴木栄太郎が「行政上の地方自治体」と「一つの自然的なる社会的統一」を区別し、「独立の社会意識の体系」が存在する集団を「自然村」と呼んだことから一般化した⁽⁵⁾。そして、近代日本において、こうした「自然村」に対応するものは、明治の合併によってつくられた村（「行政村」）ではなく、近世の村の系譜を引く「大字」であるとされたのである。

同様に、近代日本の農村社会における基本的単位を大字と考える研究として、斎藤仁の「自治村落」論がある。農業経済学者である斎藤は、日本とアジア諸地域との比較を通じ、協同組合が十分に根づいた点に日本の特徴を見い出す。日本で協同組合の発達を促した基盤として、斎藤は、近世の村

(2) 関心のある読者には、拙著『町村合併から生まれた日本近代』（講談社、2013年）、『明治地方自治体制の起源』（東京大学出版会、2009年）をご覧いただきたい。

(3) 福田アジオ『日本村落の民俗的構造』（弘文堂、1982年）。

(4) 石川一三夫「村落二重構造論の形成と展開」（『中京法学』37-1・2、2002年）。

(5) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』（時潮社、1940年）。

の系譜を引く大字が、「自治村落」として強固な結合を持って存在し続ける点に注目したのである。

斎藤によれば、自治村落とは、「一種の行政権と司法権を行使し、さらに独自の財政権、財産権をもつ」団体であり、歴史的には、「封建制との関連の中でそれ自体の公権力的な上部構造を形成した村落は、封建制の崩壊の後も、村落固有の小農民が村落の支配的構成員として残るかぎり、残りつづける」ものとされる。⁽⁶⁾ 協同組合が存立するためには組合員の間、相互に信頼関係が成り立っていないならぬ。近世来の村落はこうした相互の信頼関係を提供する基盤として機能し、資本主義経済の荒波から日本の農民を保護する役割を担った、というのが斎藤の自治村落論である。⁽⁷⁾

「自然村」論も「自治村落」論も、近代日本、つまり明治維新後の日本の農村社会において、近世段階での「村」の単位が、合併後の「大字」となっても依然として基本的な単位として機能していた、という認識を共有している。少なくとも近世村レベルの結合が近代日本の農村社会において一定の意味を有していたことに疑いはなく、筆者はさしあたりこうした単位を「近代村落」と呼びたいと思う。⁽⁸⁾

筆者がなぜ「自然村」という用語を用いないかといえば、その単語が、あたかも近世段階における「村」、近代における「大字」が、あらゆる時代に、歴史をこえて存在していたかのような印象を与えるからである。後述するように、近世の村は、近世における社会編成の一単位として、近世初期に形成されたものである。⁽⁹⁾ また「自治村落」という用語に関しては、「自治」という単語そのものが、まさに町村合併とともに施行された市制・町村制のキーワードであり、近代日本において「自治」という単語が独特の価値的な意味を帯びていたことから、大字単位の社会的結合の呼称としては適当でない⁽¹⁰⁾と考える。

さて、このように概ね近世段階での村の単位であり、近代日本社会においても機能し続ける集団を「近代村落」と把握した場合、近世村落と近代村落の関係をどのように理解すればよいのかという点が近代村落論の一焦点となる。近世社会に対応するものとして近世村落が形成されたとすれば、

(6) 斎藤仁『農業問題の展開と自治村落』（日本経済評論社、1989年）。

(7) 自治村落論の影響を受けつつ、その修正・継承をめざした歴史研究として、坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』（農山漁村文化協会、2011年）、庄司俊作『日本の村落と主体形成』（日本経済評論社、2012年）がある。また、自治村落論をベースに、大字と行政村の関係を具体的な事例（秋田県西目村）に即して分析した研究として、大鎌邦雄『行政村の執行体制と集落』（日本経済評論社、1994年）がある。

(8) 「近代村落」という用語については、安孫子麟「近代村落の三局面構造とその展開過程」（『村落社会研究』第19集、御茶の水書房、1983年）から借用しているが、その機能的側面については安孫子の主張と筆者の見解が一致しているわけではないように思われる。後考を期したい。

(9) なお、これとかかわって、農村社会学者などは近世段階の村を「藩政村」と呼称する場合があるが、近世の村には藩領の村ばかりでなく、幕府直轄領や旗本領の村などが含まれていることを考えるならば、不適切な用語である。

(10) この点についてはさしあたり石田雄『自治』（三省堂、1998年）。筆者の見解は、拙著『明治地方自治体制の起源』（東京大学出版会、2009年）を参照のこと。

それと単に同一の範囲を有するからといって、近代村落がそれと同一の性格を有するものとして理解するだけでは不十分であろう。斎藤仁の自治村落論においては、単に「公権力的な上部構造」は近代社会においても存続し続ける、と述べられるにとどまっている。この点に、研究の現段階における近代村落論の課題があると筆者は考える。

本稿ではその点の全面的な解明を行うことはできないが、次節で、その前提として近世村落の性格について概略を述べ、続いて資源管理機能を取りあげて、近世村落と近代村落の性格の差異について検証する視角を提起してみたい。

3 前提としての近世村落

一口に近世の村といっても、地域ごとのあり方の違いは非常に大きい。たとえば一つの村の規模が非常に大きい地域や、小さい地域が存在する。しかし、それらをまとめて平均するならば、耕地面積 50 町（約 50 ヘクタール）前後、人口およそ 400 人、石高 400～500 石程度となる。⁽¹¹⁾

江戸時代の村は、近世初頭の検地と村切りによってその石高・境界を確定されることで成立する。もちろん、その前提には中世以来の村落の形成が存在することは当然であるが、江戸時代の、公式に認められた村という単位それ自体は、あくまで領主側が村として公認した集団の単位であることに留意する必要がある。先述したように、こうした性格の集団を「自然村」と呼ぶことは適当ではない。

一方、近世の村は、生活と生産に関する強い共同性を有していたこともまた事実である。⁽¹²⁾たとえば、近世の村は、山林・原野を村の共有地、ないし複数の村の共同の共有地として所有・使用することが多かった。これは、購入肥料の普及以前の近世村落にとって、自給肥料の原料となる山野の草や木の枝葉の採取が重要な意味を有していたからである。

また、日本海側や四国を中心に、定期的ないし臨時に村の土地を割り替える「割地制」が実施されている村もあった。

このような割り替えが可能であることというのは、潜在的に、村の土地は村のものである、という観念が江戸時代の村人の間に存在していたことを意味している。近世史研究者の渡辺尚志は、山林の共有のように、村が直接主体となって土地を所有する形態が「直接的共同所持」と呼ぶべきものであるのに対し、村の耕地は、表面上は個々の百姓の名義で土地が所有されているように見えても、潜在的に村が所有主体として存在するという意味で「間接的共同所持」と呼ぶべき形態で村と関係を持っていたと述べている。⁽¹³⁾

(11) 渡辺尚志『百姓の力』（柏書房、2008年）。

(12) 同上。

(13) 渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』（東京大学出版会、1994年）。

しかし、このような強い共同性は、単純な居住地の隣接や労働の共同性（ないし精神的結合）から導き出されるものなのだろうか。

たとえば、山林原野の共有の性格について、農業経済史家・古島敏雄の古典的な研究は、まず領主の側に、年貢の収取を確実なものにするため、一定の面積の耕地には、それに対応する一定の面積の山林・原野を付属させるという政策的原則が存在したと述べている⁽¹⁴⁾。その上で、それが村の共有という形態をとる理由を次のように説明する。

以上に問題となっている水田または耕地一般は単なる事実上のそれではなく、租税制度上におけるそれ、即ち高請地であることは勿論である。採草地が高請地に伴うということは、村が租税賦課の単位であり、村に未納分の連帯責任が課せられている以上、村の全耕地・全高請地に対して一定の採草地を附加せしめて考えるという場合を生ずるのは自然のことといえよう。

つまり、山林原野の村共有という現象は、年貢徴収の単位が村であるということと、年貢徴収のために一定の採草地を耕地に付属させることが必要であるということの、二つの条件が重なった結果として発生したというのである。

ここで村が年貢徴収の単位であるというのは、いわゆる年貢の村請制のことを指す。近世の年貢は、領主から村単位に年ごとの総年貢額が通知され、一村が連帯してこれを納入した。山林原野の村による共同所有とは、生活・生産の上での共同作業の結果としてのみ発生したわけではなく、年貢村請制の帰結という側面を持っていたのである。

同様のことは割地制についても言える。全国の割地制の存在形態について詳細な研究を行った青野春水⁽¹⁵⁾は、割地制が年貢村請制と密接な関係を有して生まれた土地制度であることを明らかにしている。

つまり、検地によって村の石高や各百姓の所持石高がいったん確定されたのち、災害や開墾によって各百姓の実質的な所持石高に変化が生じたとしても、再度検地を行わない限り、帳簿上の村の石高に変化は生じない。そして、村請制のもとでは、村の総石高に変化が生じない限り、村単位の年貢額に変化は生じない。

仮に、災害等によって村の土地の一部が耕作不能となり、村の総石高が実質的に減少した場合、実質的減少分に相当する年貢は各百姓の所持石高に比例して負担される。しかし、それが一定の限度を超えると、村内の負担の不均等を是正するため、村の総石高は変化させず、村内の土地の再測量・再調査を行い、各百姓の書面上の所持石高に比例して土地を再分配することが行われる。これが割地の発生の経路であると青野は主張するのである。

(14) 古島敏雄「入会採草地利用の封建的特質」（『古島敏雄著作集 第3巻 近世日本農業の構造』東京大学出版会、1974年）。

(15) 青野春水『日本近世割地制史の研究』（雄山閣、1997年）。

この場合も、割地制とは村の生産・生活における共同性から直接に導かれるわけではなく、村請制という枠組みと、耕地の状況が変化することとを整合させるために起こる現象であるということになる。

以上の諸例から知られることは、近世村落とはまづもって、領主権力によって年貢村請の単位として認定された単位であるということだ。近世村落とは「村請制の村」なのである。

そうであるとすれば、村請制の解体は近世村落の変質を招くはずである。そして、村請制は、1873年から1878年ごろにかけて実施された土地制度の改革、いわゆる地租改正によって解体される。地租改正以降、租税納入の負担に責任を負うのは村ではなく、地券を交付された個々の土地所有者である。村請制に根拠を持つ、いわば強い共同性は、村請制の解体とともに解体するはずである。

1884年、地方制度の改正案が政府内で浮上した際、政府の立法諮問機関であった元老院の内部には、この改革が、江戸時代以来の村における人々の結びつきを解体するものである、という批判が起きた。これに対して内務官僚であった白根専一が次のように反論しているのは示唆に富む。

論者曰く、従来一町村内相ひ親睦し、富者は貧者の為めに協議費を負担せる等の慣習を存せしも、本案を發すれば、以て此美風を破る可しと、然るに従前と雖も富者自ら進みて貧者の為めに協議費を負担せるに非ず、況して今日の時勢人情に於てをや⁽¹⁶⁾

これまでのように、一町村内で互いに親睦し、豊かな者が貧しい者の負担を肩代わりしてきたような「美風」は、この改革によって壊れてしまう、と批判者は述べる。しかし、これまでも別に豊かな者は進んで貧しい者の負担を肩代わりしてきたわけではない。まして、現在の時勢や精神状況においてそのような「美風」は存在しているのか。近世村落を相互扶助のユートピアとして描くような議論に対し、明治の初期にすでにこのような反論が呈されていたことは極めて興味深い。

4 資源管理からみる近代村落

筆者が、「近世村落」と「近代村落」を、単なる連続関係でみることに疑問を持ち、近代村落には近代社会におけるその機能についての固有の研究が必要であると主張する根拠は以上の議論で明らかであろう。ここでは、そのような近代村落の一機能として、山林原野の管理が近代村落においてどのように行われるのかという問題をとりあげてみたい。

近代日本の村落による山林原野の管理については、そこで「コモンズの悲劇」が生じていたのか、それとも村落が資源管理の主体として存立していたのかをめぐって、対立する像が描かれている。

(16) 『元老院会議筆記 後期第二十卷』(元老院会議筆記刊行会、1976年、287頁)。この改革の経緯と内容については注10前掲拙著。

「コモンズの悲劇」論に立つ代表的な研究が、杉山伸也と山田泉による長野県諏訪地域の研究である⁽¹⁷⁾。明治期の諏訪地域では、製糸業の発達に伴い燃料としての薪炭材の需要が増大し、1870年代から利用制約の弱い部落有林野においては立木のみならず下草の濫伐が行われ、「コモンズの悲劇」が明瞭になりつつあった、と杉山・山田は結論づけている。

これに対して、滋賀県甲賀郡甲賀町大原地区を対象とした三俣学の研究では、旧大原村住民が繰り返し共有山林維持のための規則を制定し、資源の保全がはかられたことが強調されている⁽¹⁸⁾。

ただし、三俣の研究でも、明治初期にそれが弛緩したことは認められている。地租改正による村請制の解体を考慮に入れるならば、共有林野を維持する枠組みが消滅したことによる「コモンズの悲劇」の発生は想定しうるのではあるまいか。

こうした明治前半期における村落の資源管理機能をめぐる研究対象として、いくつかの国有地・御料地で、地元住民が、所有権者たる国ないし皇室（宮内省御料局）に無断で、土地の開墾を行うという無断開墾問題が発生していることが注目される。

国有地・御料地の山林をめぐる紛争の淵源は、地租改正における官民有地区分問題にある。地租改正によって所有権を確定する際、従来の村共有地の相当部分が、民有地である証拠を有しないと官有地に組み入れられたのである（のちの一部は皇室財産＝御料地となる）。これによって、官有山林原野の所有・利用をめぐる紛争が多発した。

従来、こうした紛争についての研究を蓄積してきたのは主として法社会学の領域であった。そして、法社会学の研究史において焦点化されたのは土地所有権と入会権という法律上の権利の問題であり、それらの研究では、近世以来の共同所有・共同利用を求める地元の村落と、それを収奪しようとする国家という二項対立的な図式が描かれてきた⁽¹⁹⁾。

しかし、実際にはこうした図式では理解できない紛争が存在する。たとえば、静岡県愛鷹山官有地・御料地の「無断開墾」問題である⁽²⁰⁾。近世期には山麓住民の入会採草地であった愛鷹山は、地租改正時に官有地に組み込まれ、のち御料地となる。官有化後、地元地域の有力者は官有地の貸与を受けて牧場経営を行うか、官有地の払い下げを受けて、自治体の連合（町村組合）による山林経営を行おうとする。一方、地元住民内には官有地・御料地内を無断で開墾し、耕地化しようとする者が後を絶たず、両者の間で対立が発生するのである。

この事例では、官有地・御料地を管理する政府と向き合う住民は、近世来の入会地としての利用を求める村落住民として一枚岩には描くことはできない。「無断開墾」問題は、近世村落と近代村落

(17) 杉山伸也・山田泉「製糸業の発展と燃料問題」（『社会経済史学』65-2, 1999年）。

(18) 三俣学「明治・大正期における地域共同体（コモンズ）の森林保全」（『森林研究』72, 2000年）。

(19) 典型的なものとして、北條浩『入会の法社会学（上）』（御茶の水書房, 2000年）。

(20) 湯川郁子「愛鷹山開墾地紛議」考」（『沼津市史研究』3, 1994年）。拙稿「明治中期の大字・行政村・町村組合」（庄司俊作編『年報村落社会研究50 市町村合併と村の再編』農山漁村文化協会, 2014年）。

の機能と性格の違いをみる上で好個の素材たりうると思われる。

小括

以上、本稿で論じ来ったところを要するに、近世村落の持つ共同性は村請制という枠に支えられていたものであり、地租改正によって村請制が解体された以上、近世村落の結合は一定の変容を蒙らざるを得なかったはずである、ということになる。そして、「無断開墾」問題に見るように、資源管理の側面からは実際に明治初期に村落の機能が綻びかけていたことが垣間見えるのである。

それにもかかわらず、旧近世村単位の「大字」がその後も何らかの機能を果たし続けるとするならば、それは近代社会の状況に対応した再編過程を経た別種の団体であると考えねばなるまい。そうした再編過程と近代社会に固有の機能を解明することが、日本近代村落論の課題ということになる。